

東京地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号 所得税更正処分等取消請求事件
国側当事者・国（芝税務署長事務承継者渋谷税務署長）
平成27年10月8日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	井上 康一
同	矢向 孝子
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	芝税務署長事務承継者 渋谷税務署長 金森 勝
指定代理人	別紙1 指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

芝税務署長が平成24年2月28日付けで原告に対してした原告の平成20年分の所得税に係る更正処分のうち総所得金額1億8410万9628円、納付すべき税額1144万4400円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、アメリカ合衆国の法人であるA（以下「A社」という。）の関連会社に勤務する原告が、A社の株式報酬制度に基づき、所定の転換日に同社の普通株式（以下「A株式」という。）に転換される「ストック・ユニット」の付与を受けた後、平成20年9月8日の転換日が到来したことにより、A株式を取得（以下、同取得に係るA株式を「本件A株式」という。）したことから、同年分の所得税の確定申告に際し、本件A株式に係る経済的利益（以下「本件株式報酬」という。）について、社内規則に基づく株式の譲渡制限が解除された同月18日におけるA株式の高値と安値の単純平均値に基づいて算定した金額を給与等の収入金額として申告したところ、芝税務署長が、本件株式報酬に係る給与等の収入金額は、本件A株式を取得できる権利が確定した同月8日におけるA株式の終値に基づいて算定すべきであるとして、原告に対し、同年分の所得税の更正処分（以下「本件更正処分」という。）及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」といい、本件更正処分と併せて「本件更正処分等」という。）をしたことから、原告が、本件更正処分等は、本件株式報酬に係る給与等の収入金額を不当に算定した違法な処分であると主張して、本件更正処分のうち申告額を超える部分及び本件賦課決定処分の取消しを求

める事案である。

1 関係法令等の定め

- (1) 所得税法 28 条は、給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与等」という。）に係る所得をいう旨定めている。
- (2) 所得税法 36 条 1 項は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする旨定め、同条 2 項は、1 項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする旨定めている。
- (3) 所得税基本通達 36-9（給与所得の収入金額の収入すべき時期）は、給与所得の収入金額の収入すべき時期は、契約又は慣習その他株主総会の決議等により支給日が定められている給与等についてはその支給日、その日が定められていないものについてはその支給を受けた日によるものとする旨定めている（甲 4）。

2 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

- (1) 原告は、昭和 62 年から、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）の法人である A 社の関連会社（以下、A 社及びその子会社等を併せて「G グループ」という。）に勤務し、平成 20 年当時、B 株式会社に勤務していた。

(2) G グループにおける株式報酬制度

ア 報酬プラン

G グループは、主要な従業員に対する精勤の動機付けとすることなどを企図して、A 株式を取得する権利等を「アワード」として付与する次の①及び②の株式報酬制度（以下、併せて「本件各報酬プラン」という。）を設けている。なお、本件各報酬プランにおいて、アワードに関する諸条件は、報酬証書に規定するものとされている。（乙 4、5）

① 「F INC. 1995 EQUITY INCENTIVE COMPENSATION PLAN」（以下「E I C P」という。）

② 「G TAX DEFERRED EQUITY PARTICIPATION PLAN」（以下「T D E P P」という。）

イ 報酬証書

(ア) E I C P に準拠した平成 15 年から平成 17 年の報酬証書は、下記①から③までのとおりであり、T D E P P に準拠した平成 18 年の報酬証書は、下記④のとおりである（以下、下記①から④までの各報酬証書を併せて「本件各報酬証書」という。）（乙 14～17）。

① 「G, EQUITY INCENTIVE COMPENSATION PLAN, 2003 DISCRETIONARY RETENTION AWARDS, AWARD CERTIFICATE」（以下「2003 E I C P」という。）

② 「G, EQUITY INCENTIVE COMPENSATION PLAN, 2004 DISCRETIONARY RETENTION AWARDS, AWARD CERTIFICATE」（以下「2004 E I C P」という。）

③ 「G, EQUITY INCENTIVE COMPENSATION PLAN, 2005 DISCRETIONARY RETENTION AWARDS, AWARD CERTIFICATE」（以下「2005 E I C P」という。）

④ 「G, TAX DEFERRED EQUITY PARTICIPATION PLAN, 2006 DISCRETIONARY RETENTION AWARDS, AWARD CERTIFICATE FOR STOCK UNITS」（以下「2006 T D E P P」という。）

(イ) 本件各報酬証書の概要

本件各報酬証書には、要旨、①ストック・ユニットとは、転換日にA株式1株を被付与者に支払う支払保証のないA社の約束から成るものであり、被付与者の各ストック・ユニットは、A株式1株に相当するものであること、②ストック・ユニットは、原則として、「予定確定日」に確定し、「予定転換日」にA株式1株に転換されること、③ストック・ユニットの転換に基づいて引き渡された株式は、証券取引法又はGグループの従業員取引ポリシーから生じる可能性のある制限を除き、あらゆる譲渡制限を受けず、取り消されないこと、④被付与者の雇用が死亡等以外の理由で終了した場合、未確定のストック・ユニットは取り消されること、⑤被付与者が「予定転換日」前に「競業」等に及んだ場合は、確定したストック・ユニットでも取り消されること、⑥被付与者は、ストック・ユニットの転換後、被付与者に発行されるA株式の受益所有権者となり、議決権及び現金、株式配当金又は株式に支払われるその他の分配金を受け取る権利を含む、あらゆる所有者としての権利を与えられることなどが定められている（乙14～17）。

（3）有価証券の取引に係る社内規則

Gグループは、Gグループの全ての従業員本人及びその家族等（以下「G従業員等」という。）が行う有価証券又はその他の金融商品の個人的取引に関する規則として、行為規範及びグローバル従業員取引ポリシーを定めている（甲7、乙8）。また、C証券株式会社（現在のD証券株式会社。以下「C証券」という。）は、Gグループの全ての従業員の個人証券取引及びその取引口座に対して適用される日本特有の規制として、コンプライアンス通知（以下、行為規範及びグローバル従業員取引ポリシーと併せて「G取引方針」という。）を定めている（甲7、乙10）。

G取引方針には、要旨、①従業員は、原則として、Gグループ内において、全ての従業員証券口座（共同口座、家族口座、子供の口座等のG従業員等に係る口座をいう。以下同じ。）を保有しなければならないこと、②個人証券取引の発注は、全て従業員取引デスクを通して、Eメールによって依頼しなければならないこと、③従業員は、Gグループの法人が発行した普通株式、優先株式及び債券を含むあらゆる有価証券（以下「G有価証券」という。）について、所定のウインドウ・ピリオド内に限り、取引することができること（以下「本件譲渡制限」という。）、④G取引方針に違反した場合、本人の費用負担による取引の取消し、取引特権の停止及び解雇を含む懲戒処分を受ける可能性があることなどが定められている（甲7、乙8、10）。

（4）原告に対するストック・ユニットの付与

原告は、平成15年から平成18年までに、本件各報酬プラン及び本件各報酬証書（以下、併せて「本件各報酬プラン等」という。）に基づき、A社から、別表1記載のとおり、合計1万7584ストック・ユニット（以下「本件ストック・ユニット」という。）の付与を受けた（乙14～18）。

（5）予定確定日及び予定転換日の繰り上げに関する決議

A社の報酬委員会は、平成19年12月11日、それまでに確定していない一定のストック・ユニットの予定確定日及び予定転換日を繰り上げることとし、①付与済みのストック・ユニット（平成16年及び平成17年に付与されたストック・ユニット、並びに、平成18年に付与されたストック・ユニットの50%）は、各アワードの他の条件に従って、平成20年9月8日（以下「本件転換日」という。）、ストック・ユニット数に応じたA株式の引渡しにより支払われること、②同日現在において確定していない付与済みのストック・ユニットは、同日

をもって確定すること、③上記の決議に伴うストック・ユニットの転換によって引き渡されるA株式は、証券取引法又はGグループのポリシーから生じる制限を除き、あらゆる譲渡制限を受けず、取消条項の対象にもならないことなどを決議した（乙6）。

（6）本件ストック・ユニットの転換及び本件A株式の引渡し

ア 本件ストック・ユニットは、平成20年9月8日（本件転換日）、合計1万7584株のA株式（本件A株式）への転換が生じた。

本件転換日のE証券取引所（以下「E証券取引所」という。）におけるA株式の株価の終値は、●米国ドルであり、また、同日の1米国ドルに対する円の対顧客直物電信売買相場の仲値の金額（以下「TTMレート」という。）は、1米国ドルにつき108.50円であった（乙12の2、13の2）。

イ 本件A株式は、平成20年9月11日、C証券の原告の証券口座（以下「本件証券口座」という。）に入庫された（乙11）。

（7）本件A株式に係る本件譲渡制限の解除

本件A株式については、本件証券口座に入庫された後も、G取引方針に基づき、本件譲渡制限の適用があったが、ウインドウ・ピリオドが平成20年9月18日（以下「本件制限解除日」という。）から開始されたことにより、本件譲渡制限は解除された。

本件制限解除日のE証券取引所におけるA株式の株価の高値と安値の単純平均値（以下「日平均株価」という。）は、●米国ドルであり、また、同日のTTMレートは、1米国ドルにつき104.85円であった（乙12の1、13の1）。

（8）本件訴えに至る経緯

ア 確定申告書の提出

原告は、平成21年3月11日、芝税務署長に対し、平成20年分の所得税について、別表2「本件更正処分等の経緯」の「確定申告」欄記載のとおり、総所得金額を1億8170万7997円、納付すべき税額を1044万3600円とする確定申告書（以下「本件確定申告書」という。）を提出した（以下「本件確定申告」という。）（乙3）。

なお、原告は、本件確定申告において、本件株式報酬について、本件A株式の合計株数に、平成20年9月18日のE証券取引所におけるA株式の日平均株価●米国ドルを乗じて得られる金額につき、1米国ドル当たり105.85円（なお、当該金額は、同日の1米国ドルに対する円の対顧客直物電信売相場と同額である。）により円に換算した金額338万3661円を、本件株式報酬に係る給与等の収入金額として申告していた。

イ 修正申告書の提出

原告は、平成24年1月11日、芝税務署長に対し、平成20年分の所得税について、本件株式報酬に係る給与等の収入金額はそのままにして、その他の雑所得等の金額を増額し、別表2「本件更正処分等の経緯」の「修正申告」欄記載のとおり、総所得金額を1億8410万9628円、納付すべき税額を1144万4400円とする修正申告書（以下「本件修正申告書」という。）を提出した（以下「本件修正申告」という。）（乙2）。

ウ 芝税務署長は、平成24年1月19日、原告に対し、別表2「本件更正処分等の経緯」の「加算税賦課決定」欄記載のとおり、過少申告加算税の額を10万円とする過少申告加算税賦課決定処分をした。

エ 芝税務署長は、平成24年2月28日、原告に対し、平成20年分の所得税について、①

本件株式報酬に係る給与等の収入すべき日は、平成20年9月8日（本件転換日）であり、また、②当該給与等の収入すべき金額は、本件A株式の株数に、同日のE証券取引所におけるA株式の株価の終値及びTTMレートを乗じて算定した金額であるとして、別表2「本件更正処分等の経緯」の「更正処分等」欄記載のとおり、総所得金額を2億3033万6260円、納付すべき税額を2993万4800円とする本件更正処分及び過少申告加算税の額を184万9000円とする本件賦課決定処分をした（乙1）。

オ 原告は、平成24年4月26日、芝税務署長に対し、本件更正処分等を不服として、異議申立てをした。これに対し、芝税務署長は、平成24年6月25日、上記異議申立てをいずれも棄却する旨の異議決定をした。

カ 原告は、平成24年8月8日、国税不服審判所長に対し、本件更正処分等を不服として、審査請求をした。これに対し、国税不服審判所長は、平成25年2月8日、原告の平成20年分の所得税について、上記審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。

キ 原告は、平成25年8月8日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

3 被告の主張する本件更正処分等の根拠及び適法性

本件更正処分等の根拠及び適法性に関する被告の主張は、別紙2のとおりである。なお、後記4の争点以外の点や、争点に関する被告の主張が認められた場合の税額算定過程等については、当事者間に争いが無い。

4 争点

本件の争点は、本件更正処分等の適法性であり、具体的には、本件株式報酬に係る給与等の収入すべき金額について、次の点が争われている。なお、収入すべき金額の算定方法につき、収入すべき日のTTMレートをを用いて円換算を行うべきことは、当事者間に争いが無い。

（1）本件株式報酬に係る給与等の収入すべき日

本件株式報酬に係る給与等の収入すべき日は、本件転換日（平成20年9月8日）か、本件制限解除日（同月18日）か

（2）本件株式報酬に係る給与等の収入すべき金額の算定方法

本件A株式の時価の算定は、E証券取引所の終値によるべきか、日平均株価によるべきか

5 争点に対する当事者の主張の要旨

（1）争点（1）（本件株式報酬に係る給与等の収入すべき日）について

（被告の主張の要旨）

ア 市場価格が形成され、金銭的に測定可能な経済的価値を有している金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合における収入すべき日は、金銭により収入する場合と同様に、所得税法36条1項における権利確定主義に基づき、当該金銭以外の物又は権利その他経済的な利益に係る収入の原因となる権利が確定する日である。

そして、「物又は権利その他経済的な利益」（所得税法36条1項）における「権利」と「収入の原因となる権利」（「権利確定主義」における「権利」とは、同じ「権利」との文言が用いられているものの、これらは明確に区別されるべきであり、株式報酬のような金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合、「物又は権利その他経済的な利益」に相当するのは当該株式であり、その「収入の原因となる権利」は当該株式を取得できる権利（当該株式を受領することができる権利）である。

イ 本件各報酬プラン等に基づき付与されるストック・ユニットは、その予定転換日に、1ス

ストック・ユニットにつきA株式1株を被付与者に支払うA社の契約であり、被付与者は、A社の一般的な無担保債権者の権利のみを保有し、ストック・ユニットがA株式に転換されるまで、配当相当額の支払を受けるものの、A株式に関して株主にはならず、株主としてのいかなる権利も持たないとされる。そして、被付与者のストック・ユニットは、予定確定日までの間、被付与者がGグループにおいて勤務を継続し、かつ、一定の取消事象に該当しない場合に、当該予定確定日に確定し、その後、確定したストック・ユニットは、予定転換日までの間、被付与者に競合他社への就職等や機密情報の漏えい等の一定の事由が生じた場合には、たとえ確定しているストック・ユニットであっても取り消されるが、当該事由が生じなかった場合には、当該予定転換日に、1ストック・ユニットにつき1株のA株式に転換され、付与されたストック・ユニットに対応したA株式が被付与者に引き渡される。

そして、ストック・ユニットのA株式への転換によって、被付与者は、付与されたストック・ユニットに対応するA株式の実質的所有者となり、売却処分権、同株式の議決権、現金、株式配当金又は株式に支払われるその他の分配金を受け取る権利を含む、あらゆるA株式の所有者としての権利を取得するとともに、当該A株式については、証券取引法又はG取引方針による制限を除き、あらゆる取引制限を受けず、また、本件各報酬証書において規定された取消原因となる一定の事象によって取り消されることもないとされている。

ウ A社の報酬委員会は、平成19年12月11日、それまで確定していないストック・ユニットの予定確定日及び予定転換日を繰り上げることなどを決議し、同決議は同日をもってその効力が発生したことから、原告が保有していた本件ストック・ユニットは、本件転換日（平成20年9月8日）に確定することになり、本件A株式が同日に支給されることがあらかじめ定められた。

そして、本件ストック・ユニットは、本件転換日において、ストック・ユニットがA株式に転換されるための諸条件を満たしたことによって、本件A株式に転換され、その転換によって、原告は、本件A株式の実質的所有者となり、売却処分権、同株式の議決権、現金、株式配当金又は株式に支払われるその他の分配金を受け取る権利を含む、あらゆるA株式の所有者としての権利を取得することになり、その後に転換前であれば取消原因となった一定の事象が生じても、その転換自体が取り消されることがなくなった。そうすると、本件転換日において、A社の原告に対する本件A株式の支払債務が確定し、他方、原告においては、本件A株式を取得できる権利が確定したのであるから、所得税法36条1項における権利確定主義の考え方により、本件転換日が、収入たる本件A株式の取得が具体的に実現する可能性が客観的に認識できる状態にまで高められた時点、すなわち、収入実現の蓋然性の高い時点といえる。

したがって、本件転換日において、原告の「収入」に相当する「物又は権利その他経済的な利益」である本件A株式の「収入の原因となる権利」が確定したものであるから、原告が現実には本件A株式を取得した日いかんにかかわらず、本件株式報酬に係る給与等の収入すべき日は、本件転換日である。

エ なお、G取引方針によるG有価証券の一定期間の取引制限は、その規定内容から明らかたおり、それ自体は、インサイダー取引ルール遵守及び実効性を担保するための、G従業員等の人に対するA社の社内規制であり、本件A株式について特別に制限を加えるものではなく、本件A株式は、E証券取引所で一般に取引されるA社の普通株式であるから、本件A

株式自体に市場性（金銭的に測定可能な経済的価値）があることに何ら変わりはない。そして、G取引方針によるG有価証券の一定期間の取引制限により、ウインドウ・ピリオド以外の期間において、本件A株式の売却が事実上できないことと、本件A株式に係る売却処分権の帰属とは直ちに結び付くものではない。本件各報酬プラン等によれば、原告は、本件転換日に、A株式の所有者としてのあらゆる権利を取得しているのであって、売却処分権のみがA社に留保されているとは解されない。すなわち、G取引方針によるG有価証券の一定期間の取引制限をもって、本件A株式に売却処分権がないとすることはできないのであり、換言すれば、本件転換日において、いわば物権的に、売却処分権を含めたA株式の所有者としてのあらゆる権利が原告に移転しており、G取引方針は、いわば債権的に、A社との関係において、原告に帰属する売却処分権を制約するものにすぎないものである。

したがって、G取引方針が、「収入の原因となる権利」である「本件A株式を取得できる権利」の確定に何ら影響を及ぼすものではない。

オ 以上より、本件株式報酬に係る給与等の収入すべき日は、「収入の原因となる権利」である「本件A株式を取得できる権利」が確定した本件転換日（平成20年9月8日）である。（原告の主張の要旨）

ア 権利確定主義は、人の担税力を増加させる経済的価値の取得ないし流入の時期を判断する一つの基準であり、確定の時期はそれぞれの権利の特質を考慮して決定されるべきものであるところ、物や権利その他経済的利益をもって収入すべき場合については、換価可能性や処分可能性がない状況において収入の原因となる権利が確定したということとはできないというべきであり、換価や処分が現実に可能になったときに、権利実現の高度の可能性を客観的に認識することができる状態になり、権利確定とみることができる。

国税庁長官発出の所得税基本通達（昭和45年7月1日付け直審（所）30（例規））36-9も、かかる権利確定主義の理解に基づいて規定されているものであるところ、同通達は、給与所得の収入金額の収入すべき時期について、「契約又は慣習その他株主総会の決議等により支給日が定められている給与等（中略）についてはその支給日、その日が定められていないものについてはその支給を受けた日」であると定めている。そして、「支給」について税法上に定義がないことからすれば、その言葉の通常の意味に従って解すべきであるから、支給とは、金品を払い渡すこと、すなわち、支給者が金品を支払うだけでなく、これを受給者に取得させること（管理支配を移転させること）をいうと考えられる。したがって、現物給与の「支給すべき日」又は「支給を受けた日」は、現物給与の対象となっている現物に対する管理支配を使用者から従業員等へ移転すべき日が契約又は慣習等により予め定められていれば当該日を、定められていない場合は、現物に対する管理支配が使用者側から従業員等へ現実に移転した日を意味するものというべきである。なお、当該現物について形式的に名義移転があったとしても、譲渡制限等により、当該現物を換価処分することが不可能であれば、未だ「支給」があったということとはできない。

これを本件株式報酬についてみるに、契約又は慣習等による支給日の定めはなく、本件A株式の管理支配がGグループから原告に移転した日（本件A株式の換価処分が可能となった日）は本件制限解除日であるから、本件株式報酬に係る給与等の収入すべき日は、本件制限解除日（平成20年9月18日）である。以下、その具体的理由について述べる。

イ 本件株式報酬について支給日の定めがないこと

本件各報酬プラン等には、ストック・ユニットの転換に基づいて支払われるA株式の引渡時期について、引渡義務の履行期限を確定期限として定める旨の規定は置かれていない。

かえって、A社の法務・コンプライアンス本部のエグゼクティブ・ディレクターは、「引渡し（delivery）」という用語について、A株式を証券取引口座等に物理的に引き渡す手続と解釈し、本件各報酬証書が、本件転換日にA株式の引渡しを義務付けているとは解釈せず、現実の引渡日について一定の幅を設けていると解釈している。また、人事部が作成した平成20年（2008年）9月8日付け確認書（乙9）は、ストック・ユニットの転換に基づいて引き渡されるA株式について、「5営業日以内に完了する見込み」等を記載しており、本件転換日ではなく、その後に引渡しが実施されることが当然の前提とされている。そのため、本件A株式については、本件転換日後、実務上速やかに引渡しが行われることが合意されていたにすぎず、具体的な引渡日の合意があったものではない。

さらに、G取引方針は、本件A株式について取引制限をかけるものであるから、本件A株式の管理支配の移転に決定的な影響を与えるものである。

このように、ストック・ユニットの転換に基づいて支払われるA株式は、入庫時期、ウィンドウ・ピリオドの開始時期及び転換日の先後関係により、支給される時期が変わる性質のものであり、予め契約又は慣習等によって支給日が定められていたものではない。

したがって、本件株式報酬は、支給日の定めがないものとして、実際に支給を受けた日が「収入すべき日」となる。

ウ 原告が本件A株式の支給を受けた日は本件制限解除日であること

（ア）日本国内のGグループの従業員は、全従業員に適用されるG取引方針を遵守する法的義務を負っており、G有価証券の取引はウィンドウ・ピリオド内に限るという本件譲渡制限に服し、また、C証券以外に証券口座を保有することが禁止され、全ての取引はC証券の証券口座で行わなければならない、その取引注文は従業員トレーディングデスクを通じて電子メールで行うほかなく、本件譲渡制限に違反して取引を行った場合、直ちに探知され、当該取引がなかったのと同じ状態に戻し、取引から生じた利益は吐き出し、損失は負担しなければならない、解雇を含む懲戒処分の対象となり得た。このように、Gグループにおいては、本件譲渡制限に違反するG有価証券の取引を防ぎ、違反取引に対処するための事前・事後の様々な措置が講じられており、Gグループの従業員が本件譲渡制限に違反してA株式を換価処分することは、事実上も不可能とする体制が築かれ、実際に機能していた。

（イ）本件各報酬証書は、ストック・ユニットの転換に基づいて引き渡されるA株式は、証券取引法及びGグループの社内規則による譲渡制限を除き、いかなる譲渡制限にも服さず、取消しの対象にもならない旨定めている。このように、本件譲渡制限は、本件各報酬証書に明記されている上、ストック・ユニットの付与を受けることも、G取引方針による本件譲渡制限の対象となることも、全てGグループの従業員という地位に伴って生じることであることからすれば、ストック・ユニットの転換に基づいて引き渡されるA株式がG取引方針の制限に服することは、本件各報酬プラン等の制度設計として当初から予定されていたものであるといえる。

したがって、ストック・ユニットの転換に基づいて引き渡されるA株式は、本件譲渡制限と不可分一体のものであり、本件譲渡制限に服することを前提として付与されるものである。そのため、本件譲渡制限は本件各報酬プランの一部をなしており、両者を別物と捉

えることはできない。

(ウ) 本件A株式は、本件転換日後の平成20年9月11日、本件証券口座に入庫されたが、本件証券口座は、G取引方針に従い、Gグループによって管理されており、本件転換日及び上記入庫日の時点では、ウインドウ・ピリオドが開始していなかったため、原告は、本件A株式について、一切の取引及び処分をすることができず、これを管理支配することはできなかった。他方、Gグループは、ウインドウ・ピリオドが開始するまでの間、本件証券口座及び本件証券口座に係る取引を行う際に必ず通ることになる従業員トレーディングデスクを通じて、本件A株式がG取引方針に違反して処分されないよう確保することができ、本件A株式を引き続き管理支配していた。そして、このような状況が解消され、原告が初めて本件A株式の取引及び処分を行えるようになったのは、本件転換日後の最初のウインドウ・ピリオドが開始した本件制限解除日である。

このように、原告は、G取引方針の下で、厳格な法的拘束力を有する本件譲渡制限に服しており、本件転換日後も、ウインドウ・ピリオドが開始する本件制限解除日までの間は、法的にも、事実上も、本件A株式を換価処分（株式買取請求権による換価処分を含む。）することは一切できなかった。

したがって、原告が本件A株式の支給を受けた日は、本件転換日や本件A株式の入庫日ではなく、本件A株式の換価処分が可能となった本件制限解除日である。

エ 本件株式報酬に係る給与等の収入すべき日を本件転換日とすることが不合理であること

仮に本件株式報酬に係る給与等の収入すべき日を本件転換日とした場合、原告は、本件A株式の処分可能性・換価処分的手段がないにもかかわらず、本件転換日において本件A株式の時価相当の収入があったと擬制されることになり、平成20年分の給与所得に最高税率が適用されるため、本件制限解除日に本件A株式を全て売却しても、本件A株式に係る所得税を支払えないという担税力を全く無視した結果が生じることになる。かかる不合理な課税は、担税力のあることが所得税課税の大前提であるという租税法の原則からも許されないといふべきである。

そして、本件転換日においては、ウインドウ・ピリオドが開始しておらず、原告には本件A株式の換価可能性がなかったのであるから、原告があらゆる権利を確定的に取得し、その経済的価値を保有するに至り、本件A株式に係る所得が実現したとは到底いえない。

オ 以上より、本件株式報酬に係る給与等の収入すべき日は、本件制限解除日（平成20年9月18日）である。

(2) 争点(2) (本件株式報酬に係る給与等の収入すべき金額の算定方法) について
(被告の主張の要旨)

所得税法36条は、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合の収入すべき金額は、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額（同条1項）とし、当該価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする（同条2項）として、いわゆる時価による旨規定している。ここにいう時価とは、ある時点における当該資産の客観的交換価値を指すものであり、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額であって、いわゆる市場価格をいうものと解するのが相当である。

そして、いわゆる時価が事後的な判断基準として用いられるため、課税の公平を確保する観

点からは、一定の客観的な基準によって認定された価額であることが要請されるところ、上場株価の終値は、単に証券市場の「一定時点における取引価格」を示すものではなく、証券市場を通じて、不特定多数の当事者間において、経済情勢や企業の財務情報などの種々の情報をも反映した自由競争原理によって最終的に形成された価格であり、当該株式の客観的交換価値を示すものであって、裁判例や金融実務において、重要な基準として一般に時価として広く認識・利用されており、また、所得税基本通達でも、上場株式の評価として終値による旨規定されているなど（所得税基本通達23～35共9及び同36～36）、株式の時価として最も合理性を有している。

このように、証券取引所に上場されている株式の公表されている終値は、一般に時価として広く認識され利用されているのであり、本件A株式の1株当たりの価額（時価）を、本件転換日のE証券取引所におけるA株式の株価の終値としない特段の事情も認められないことから、本件株式報酬に係る給与等の収入すべき金額は、収入すべき日である本件転換日のE証券取引所におけるA株式の株価の終値を用いて算定することが相当である。

（原告の主張の要旨）

A株式が上場しているE証券取引所には、東京証券取引所などの日本の証券市場とは異なり、いわゆる値幅制限（ある株式について終値から一定額以上の価格変動が起きた場合には、以後その日の当該株式の取引が停止されるという制度）がない。そのため、E証券取引所の上場株式については、一日の間に、株価が複数回にわたって大きく上下動することがあり、一日の終値といっても、単なる一日の取引終了時点の価格にすぎず、偶然性が強い。そのため、証券取引所に上場されている株式の時価について、終値とすることに必ずしも合理性はない。

他方、Gグループでは、長年にわたり、日平均株価をもって時価と取り扱っている。また、日平均株価は、取引日における取引実態により近い平均的な約定価格として広く認識されている売買高加重平均値の近似値を示すものであり、終値以上に異常性・偶然性を一定程度写像したもので、合理性を有する。そして、日平均株価は、一般の納税者にとっても、計算が単純で、その計算に必要な数値を把握することも容易である。

したがって、本件株式報酬にかかる給与等の収入すべき金額の基となる本件A株式の1株当たりの金額は、収入すべき日のA株式の日平均株価によるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件各報酬プラン等及びG取引方針につき、以下の事実を認めることができる（書証中の英文は、基本的には、被告提出の訳文によっている。）。

（1）EICPの概要

EICPは、要旨、次のとおりの内容を定めている（乙4）。

ア このプランの目的は、A社及びその子会社の発展及び利益に貢献した主要な従業員に対し、報奨を与え、A株式の所有を勧奨することで、従業員を惹き付け、雇用を継続させ、そのモチベーションを高めることにある（1条）。

イ 「アワード」とは、このプランの規定に準拠して付与される報酬をいう（2条）。

ウ 「委員会」とは、A社の取締役会の下にある報酬委員会、その全ての後継者又はこのプランを管理する目的で当該取締役会が任命するその他の委員会をいう。委員会は、2名以上の

者から構成され、A社の取締役会の意向に従って任務を遂行する。(2条)

エ アワードには、ストック・アワード、ストック・ユニット・アワード、オプション・アワード、SARアワード及びその他のアワードがある(7～11条)。

このうち、ストック・ユニット・アワードは、一つ以上のストック・ユニットから構成され、委員会が定めるもののほか、報酬契約書又は報酬証書が規定する諸条件に従うものとする。1ストック・ユニットは1A株式に相当し、報酬契約書又は報酬証書が規定する確定及び支払の条件を満たすと、委員会により、A株式又は支払時の1株当たりの公正価格に相当する現金が支払われる。(8条)

オ このプランは委員会によって管理される。委員会は、所定の規定に従い、①適格者の中から参加者(アワードの付与を受ける者をいう。)を選ぶこと、②このプランに沿ってアワードを付与すること、③各アワードの対象となる株式数等を決定すること、④各アワードに関し、確定、没収、支払及び権利行使等の諸条件を定めること、⑤報酬契約書又は報酬証書の記載事項を決定することなど、このプランの運営に必要なあらゆる決定や手順を策定する全ての権限を有する(5条(a))。

カ アワードに関する確定、権利行使、支払及びその他の制限は、委員会が決定し、報酬契約書又は報酬証書に規定される。もっとも、委員会は、アワードの確定又は支払等を早めることができる。(12条(f))

(2) TDEPPの概要

TDEPPは、要旨、次のとおりの内容を定めている(乙5)。

ア このプランの目的は、優れた能力を有する従業員を惹き付け、その雇用を継続させるとともに、参加者と株主の利害関係の更なる一致をA社が促進することを助けることにより、A社の長期的な発展及び財政的成功を促進することにある(1条)。

イ 「委員会」とは、このプランを運営するためにA社の取締役会が指名する2名以上の者から構成される委員会をいう(2条(j))。

ウ 「アワード」とは、第7条に準拠して参加者(委員会がこのプランに参加する適格がある)と決定した重要な従業員をいう。2条(u))に付与される報酬をいう(2条(d))。

エ 委員会は、このプランの規定に従ってこれを管理するための全ての権限を有し、その権限には必要又は適切と思われる規則及び規制等を採用するなどの権限が含まれる(5条(a)(b))。

オ 委員会は、参加者にアワードを与える全ての権限を有する。アワードは、所定の株式数によって計上される。1998年(平成10年)1月1日以降に有効になる各アワードについては、委員会が定め、所定の報酬証書に記載される諸条件に従い、その諸条件その他の規定は、当該報酬証書に記載されるものとする。(7条(a)(i))

(3) 本件各報酬証書の概要

A社は、本件各報酬プランに準拠してアワードに関する諸条件を規定するものとして、要旨、次のとおりの内容の本件各報酬証書を定めている(乙14～17)。

ア 前文

(ア) A社は、1年間の勤務に対する任意の長期インセンティブ報酬、及び、継続してGグループの雇用下に留まり、予定確定日までGグループに勤務し続けることの動機付けとして、ストック・ユニットを付与した。この報酬証書は、アワードの一般条件を規定している。

(イ) アワードは、本件各報酬プランに準拠して決定される。

(ウ) アワードの目的は、Gグループの利益と被付与者の利益を調整すること、将来におけるGグループへの継続的な雇用やサービスに対して報酬を与えること、非公開、極秘、あるいは機密情報、製品、企業秘密、取引先との関係及びその他の合法的な業務利益において、Gグループの利益を保護することなどにある。

イ スtock・ユニットの概要

被付与者の各Stock・ユニットは、A株式1株に相当する。Stock・ユニットとは、Stock・ユニットの転換日にA株式1株を被付与者に支払う支払保証のないA社の約束から成るものである。被付与者は、Stock・ユニットが株式に転換されるまで、Stock・ユニットの基礎となるA株式に関し、株主にはならないものとする。(1条)

ウ 確定と転換

(ア) 確定 (ベスト)

被付与者のStock・ユニットの50%は、「第1予定確定日」に確定し、残りの50%は、「第2予定確定日」に確定する。

別途規定されている場合を除き、Stock・ユニットの上記各部分は、予定確定日まで継続してGグループの雇用下に留まること、かつ、Gグループに対して付加価値的なサービスを提供することによって、将来も引き続きGグループに勤務する場合にのみ、確定する。

(以上につき、2条(a))

(イ) 転換 (コンバージョン)

被付与者に付与された各々のStock・ユニットは、別途規定されている場合を除き、「予定転換日」にA株式1株に転換される。

Stock・ユニットの転換に基づいて引き渡された株式は、証券取引法又はGグループの従業員取引ポリシーから生じる可能性のある制限を除き、あらゆる譲渡制限を受けず、又は、所定の状況(2003EICP及び2004EICPの各13条(c)、2005EICP及び2006TDEPPの各8条(c))において取り消されないものとする。

(以上につき、2条(b))

(ウ) 加速的転換

A社は、Stock・ユニットの一部又は全部の転換を早める権利を留保する。予定転換日に先立ってStock・ユニットがA株式に転換された場合でも、これらの株式を譲渡することはできず、Stock・ユニットが転換されなかった場合と同様に、確定に関する規定及びこの報酬証書に記載された取消し及び源泉徴収に関する規定に従うものとする。

(2003EICPの2条(c))

エ 配当相当額の支払

A社が普通株式の配当金を支払う場合は、被付与者のStock・ユニットが株式に転換されるまで、確定及び未確定のStock・ユニットの配当相当額が被付与者に支払われるが、取り消されたStock・ユニットについての配当相当額は、支払われない(4条)。

オ 死亡、身体障害及び定年退職

以下の特別な確定及び支払条件は、被付与者のStock・ユニットに適用される(2003EICP及び2004EICPの各10条、2005EICP及び2006TDEPPの

各5条)。

(ア) 雇用期間中の死亡

被付与者の雇用が、死亡により終了した場合、被付与者の未確定ストック・ユニットの全ては、直ちに確定し、A社が被付与者の死亡通知を受領した後、管理能力上実行可能なできるだけ早い時期に、A株式に転換され、規定に従って被付与者が指名した受益者又は遺産の法定代理人に引き渡される。

(イ) 雇用期間後の死亡

被付与者が、雇用期間後、予定転換日前に死亡した場合、被付与者が死亡時に保有していた確定ストック・ユニットは、A社が被付与者の死亡通知を受領した後、管理能力上実行可能なできるだけ早い時期に、A株式に転換され、規定に従って指名された受益者又は遺産の法定代理人に引き渡される。

(ウ) 身体障害

(2003EICPの定め)

被付与者の雇用が、身体障害によって終了した場合、被付与者の未確定のストック・ユニットの全ては、直ちに確定し、被付与者は、雇用終了の日から1年後の月の最終取引日(予定転換日前に限る。)にA株式に転換されることを選択することができる。

(2004EICPの定め)

被付与者の雇用が、身体障害によって終了した場合、被付与者の未確定のストック・ユニットの全ては、直ちに確定し、予定転換日にA株式に転換される。

(2005EICP及び2006TDEPPの定め)

被付与者の雇用が、身体障害によって終了した場合、被付与者の未確定のストック・ユニットの全ては、当該雇用の終了の日に確定し、予定転換日にA株式に転換される。

(エ) 定年退職

(2003EICP及び2004EICPの定め)

被付与者の雇用が、定年退職で終了した場合、被付与者の未確定のストック・ユニットの全ては、直ちに確定し、被付与者は、雇用終了の日から1年後の月の最終取引日(予定転換日前に限る。)にA株式に転換されることを選択することができる。

(2005EICP及び2006TDEPPの定め)

被付与者の雇用が、定年退職で終了した場合、被付与者の未確定のストック・ユニットの全ては、当該雇用の終了の日に確定し、予定転換日にA株式に転換される。

カ 人員削減、Gグループによる会社都合の解雇

(2003EICP及び2004EICPの定め)

人員削減に関連し、Gグループが被付与者を解雇した場合、被付与者の未確定のストック・ユニットは、被付与者がGグループの合意書及び権利放棄証書に署名することを条件に、雇用を継続していた場合と同視して予定確定日に確定するものとし、予定転換日にA株式に転換される。この報酬証書が定める取消し及び源泉徴収の規定は、被付与者のストック・ユニットがA株式に転換されるまで、継続して適用される。(11条)

(2005EICP及び2006TDEPPの定め)

「事由」(21条(b)所定のGグループに対する義務不履行等の事由)及び8条(c)所定のその他の取消事象に該当しない状況の下で、Gグループが被付与者を解雇した場合、

被付与者の未確定のストック・ユニットは、被付与者がGグループの合意書及び権利放棄証書に署名することを条件に、Gグループとの雇用の終了の日に確定し、予定転換日にA株式に転換される。この報酬証書が定める取消し及び源泉徴収の規定は、被付与者のストック・ユニットがA株式に転換されるまで、継続して適用される。(6条)

キ 雇用の終了と報酬の取消し

(2003EICP及び2004EICPの各13条、2005EICP及び2006TDEPPの各8条)

(ア) 未確定報酬の取消し

被付与者の雇用が、死亡、身体障害、定年退職又は人員削減(会社都合の解雇)というこの報酬証書に記載された状況以外の何らかの理由で終了した場合、未確定のストック・ユニットは取り消される。

(イ) 確定報酬の一般的扱い

この報酬証書に別途規定されている場合を除き、被付与者の(雇用が終了した時点で)確定したストック・ユニットは、予定転換日にA株式に転換される。

(ウ) 一定の状況の下でのアワードの取消し

被付与者のストック・ユニットは、たとえ確定していても、予定転換日までは取得されず、下記のいずれかに該当する場合、予定転換日前に取り消される。

a 競業

被付与者が雇用終了後等の所定の期間中に「競業」ないし「競業する活動」に及んだ場合、その時点に応じて、ストック・ユニットの全部又は50%が取り消される。

(「競業」ないし「競業する活動」とは、「競合他社」の従業員、役員、パートナー、メンバー、所有者、取締役、請負業者、コンサルタント、アドバイザー、代理人又は代理店となること等をいう。2003EICP及び2004EICPの各26条(g)、2005EICP及び2006TDEPPの各21条(f))

b その他の事象

以下の全ての事象が、予定転換日前のどの時点で生じた場合でも、被付与者の全てのストック・ユニットは、確定又は未確定にかかわらず、直ちに取り消される。

- (a) 被付与者の雇用が、業務違反、義務の不履行、不正行為又は法令違反などの事由のために終了する場合
- (b) 被付与者の雇用期間終了後、Gグループが、被付与者の雇用が上記(a)の事由のために終了した可能性があるとして判断する場合
- (c) 被付与者が、Gグループ外の権限のない者に機密情報を開示し、又はGグループの業務関係以外で、機密情報を利用又は利用しようと試み、その開示、利用又は利用の試みが、Gグループに不利益をもたらす場合、又は、Gグループの行動規範に基づく義務若しくは機密情報における権利の譲渡、獲得、施行に関して、被付与者とGグループとの間で別途存在する義務に、雇用期間中又はその後において従わない場合
- (d) 被付与者が不正教唆に関わった場合
- (e) 被付与者が越権発言を行った場合
- (f) 被付与者が、一定期間内に、書面による事前の辞職届けを行わずに辞職した場合

ク 譲渡不可能性

被付与者は、所定の場合を除き、被付与者のストック・ユニットを売却、担保、抵当、譲渡又はその他の方法で移転することはできない。この禁止規定は、法の運用又はその他の方法で生じるとされる、あらゆる譲渡又はその他の移転を含む。(2003 E I C P及び2004 E I C Pの各16条、2005 E I C P及び2006 T D E P Pの各11条)

ケ 所有権と所有

(2003 E I C P及び2004 E I C Pの各18条、2005 E I C P及び2006 T D E P Pの各13条)

(ア) 一般的に、被付与者は、ストック・ユニットの転換前に、当該ストック・ユニットに対応するA株式の株主としてのいかなる権利も持たない。ただし、ストック・ユニットの転換前に、被付与者は、この報酬証書に規定された配当相当額の支払を受け取る。

(イ) 転換後

被付与者は、ストック・ユニットの転換後、被付与者に発行されるA株式の受益所有者となり、議決権及び現金、株式配当金又は株式に支払われるその他の分配金を受け取る権利を含む、あらゆる所有者としての権利を与えられる。

コ 予定確定日及び予定転換日

本件各報酬証書による本件ストック・ユニットの予定確定日及び予定転換日は、別表1記載のとおりである(2003 E I C P及び2004 E I C Pの各26条、2005 E I C P及び2006 T D E P Pの各21条)。

(4) グローバル従業員取引ポリシーの概要

Gグループは、全てのG従業員等が行う有価証券又はその他の金融商品の個人的取引に関する規則として、要旨、次のとおりの内容のグローバル従業員取引ポリシーを定めている。なお、グローバル従業員取引ポリシーの内容は、基本的にA社の定める行為規範の内容と同じことが定められている。(甲7、乙8)

ア はじめに

このポリシーは、法律上、ビジネス上及び倫理上の利益相反の回避、秘密情報の不正使用の防止、並びに、従業員の個人取引に関連した不正の発生の回避を目的として定められている。

このポリシーは、従業員の全ての取引活動に関連して遵守されるべき総則、特定の種類の取引及び口座に適用される個別の規則から構成される。また、従業員は、所属部署、部門及び地域に適用されるあらゆる規則を遵守しなければならない、事前承認が必要とされる場合もある。

イ 適用範囲

このポリシーは、全ての「従業員証券口座」に適用される。このポリシーにおける「従業員」とは、従業員本人だけでなく、その配偶者又は同居人及び未成年の子供を含む。

ウ Gグループ内における口座の保有

従業員がこのポリシーを遵守しているかを監視するため、従業員は、A社への入社時及びその後も定期的に要請のあるたびに、すべての従業員証券口座を完全に開示し、その他の証明を行わなければならない。また、従業員は、原則として、(所屬地域の法律に従って) Gグループ内に全ての従業員証券口座を保有しなければならない。

エ 個別の制限

(ア) 取引注文の入力

従業員証券口座における取引注文は、直接入力することは許されず、グローバル・ウェルス・マネジメントのファイナンシャル・アドバイザー、投資担当者又は従業員取引のために指定されたデスクを通じて行わなければならない。

(イ) 保有期間及び事前承認

従業員は、原則として、投資商品を購入後、30日以上保有しなければならない。関連保有期間の終了前にポジションを売る必要がある場合には、指定管理者及びコンプライアンス本部から事前に承認を得なければならない。G有価証券を取引する際の保有期間については、別に定める。

(ウ) 制限銘柄リスト

制限銘柄リスト上の銘柄を従業員証券口座で取引することは、原則として禁止されている。

オ G有価証券の取引

その他の有価証券の場合と同様に、従業員は、A社について内部情報又は重大な未公開情報を保有している場合には、いかなる時点でも、G有価証券の取引を行うことが禁止されている。また、従業員は、G有価証券について、長期的な投資目的で保有すべきであり、短期的かつ投機的な投資目的で保有すべきではない。

従業員は、G有価証券を所定のウインドウ・ピリオド内に限り、取引できる。この期間は、Gグループのイントラネットに掲載される。下記の制限は、別途定める場合を除き、全ての従業員、並びに、Gグループが発行した普通株式、優先株式及び債権などを含む全ての有価証券に適用される。

(ア) アクセス・パーソンである従業員の場合

- a ウインドウ・ピリオドは、A社の決算発表の翌営業日から始まり、その日から20営業日目に終了する。
- b G有価証券については、6か月間保有しなければならない。所定の期間保有したストック・ユニットの転換の結果として株式を取得した場合には、当該株式を更に一定の期間保有する必要はない。

(イ) アクセス・パーソンでない従業員の場合

- a ウインドウ・ピリオドは、A社の決算発表の翌営業日から始まり、各財務四半期の最終営業日に終了する。
- b G有価証券については、最低30日間保有しなければならない。

カ 従業員取引ポリシーに違反した場合の結果

このポリシーに違反した場合、取引の取消しや取引特権の停止、解雇、民事又は刑事手続などの制裁を受けることになる可能性がある。Gグループは、事前の通知なしに、従業員の費用負担でポジションを凍結し、取引を取り消し、又は、Gグループ外の口座で行った取引を取り消すよう従業員に指示する権利を留保する。許可されていない取引から生じた一切の損失は従業員に請求され、当該取引から生じる利益は全て没収される。

(5) コンプライアンス通知の概要

C証券は、Gグループの全ての従業員の個人証券取引及びその取引口座に対して適用される日本特有の規制として、要旨、次のとおりの内容のコンプライアンス通知を定めている(甲7、

乙10)。

ア 日本特有の制限事項

以下の従業員取引に関する制限事項は、日本のGグループの全従業員に対して適用される。

(ア) 社外の口座について

所定の例外を除き、Gグループ外に個人証券取引口座を保有することは禁止されている。グローバル従業員取引ポリシーにより、従業員は、Gグループ内に従業員取引口座を開設することが義務付けられている。

従業員は、日本証券業協会の規則により、書面による事前承認を受けずに、他の金融商品取引業者に有価証券取引を発注することが禁止されている（いわゆる「地場出しの禁止」）。

(イ) 金融商品取引業者以外を通しての取引

金融機関（銀行等）に有価証券取引を発注することは、「地場出し」に当たる。

(ウ) デリバティブ取引

従業員は、上場及び店頭デリバティブ取引（先物、オプション、店頭デリバティブ、先渡し取引、クレジット・デリバティブ等）を行うことを禁止されている。

(エ) 信用取引

従業員が信用取引を行うことは禁止されている。

(オ) 空売り

信用取引が禁止される結果、従業員は有価証券の空売りを行うことも禁止されている。

(カ) 上場投資信託（ETF）

国内のETF（金融庁に届け出られている海外のETFを含む。）をGグループ内の従業員取引口座で取引することは認められている。

イ 部署別の方針

所定の部署には、個別の従業員取引ポリシー及び事前承認要件が定められている。当該部署に所属している者は、適用される全ての規制を理解し、遵守する責任がある。

これらの規制を遵守しない場合、Gグループは規制法令違反に問われるリスクにさらされ、また、従業員自身も、本人の費用負担による取引の取消し、取引特権の停止及び解雇を含む懲戒処分を受ける可能性がある。

2 争点（1）（本件株式報酬に係る給与等の収入すべき日）について

- （1）本件株式報酬に係る給与等の収入すべき日について、被告は本件転換日（平成20年9月8日）である旨主張し、原告は本件制限解除日（同月18日）である旨主張している。

そこで、以下、所得税法が採用するいわゆる権利確定主義についてみた上で、本件株式報酬に係る給与等の収入すべき日について検討することとする。

- （2）いわゆる権利確定主義について

所得税法は、一暦年を単位としてその期間ごとに課税所得を計算し、課税を行うこととしているところ、所得税法36条1項は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする旨定めている。そして、所得税法36条1項が、上記期間中の収入金額又は総収入金額の計算について、「収入すべき金額」とする旨定

め、「収入した金額」としていないことから考えると、同法は、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、同権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算するという建前（いわゆる権利確定主義）を採用しているものと解される。このように、所得税法がいわゆる権利確定主義を採用したのは、課税に当たって常に現実収入の時まで課税することができないとしたのでは、納税者の恣意を許し、課税の公平を期し難いので、徴税政策上の技術的見地から、収入の原因となる権利の確定した時期を捉えて課税することとしたものである。（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同40年9月8日第二小法廷決定・刑集19巻6号630頁、最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同49年3月8日第二小法廷判決・民集28巻2号186頁、最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同53年2月24日第二小法廷判決・民集32巻1号43頁参照）

そして、ここにいう収入の原因となる権利が確定する時期は、それぞれの権利の特質を考慮し決定されるべきものであるところ、給与等に係る債権については、法律上当該債権を行使することができるようになる時期、すなわち、その履行期が到来すれば、特段の事情のない限り、収入実現の可能性が高度であると認められるから、所得税法36条1項にいう「収入すべき金額」に当たるものとして、課税の対象となるべき所得を構成すると解するのが相当である。なお、所得税基本通達36-9（給与所得の収入金額の収入すべき時期）は、給与所得の収入金額の収入すべき時期は、契約又は慣習その他株主総会の決議等により支給日が定められている給与等についてはその支給日、その日が定められていないものについてはその支給を受けた日によるものとする旨定めているが、これも上記権利確定時期を踏まえて課税実務上の取扱いを定めたものと解されるところであり、合理性を有するということができる。

（3）本件株式報酬に係る給与等の収入すべき日について

以下、まず、ストック・ユニットの内容についてみた上で、上記（2）で述べたところを踏まえつつ、本件株式報酬に係る給与等の収入すべき日について検討する。

ア スtock・ユニットの内容について

前記前提事実及び上記認定事実のとおり、Gグループは、主要な従業員に対する精勤の動機付けとすることなどを企図して、A株式を取得する権利等を「アワード」として付与する本件各報酬プランを設けているところ、本件各報酬プランに準拠して定められた本件各報酬証書は、アワードの一つであるストック・ユニットについて、要旨、次のとおり定めている。

すなわち、ストック・ユニットとは、転換日にA株式1株を被付与者に支払う支払保証のないA社の約束から成るものであり、被付与者の各ストック・ユニットは、A株式1株に相当する（1条）。ストック・ユニットは、原則として、予定確定日に確定し、予定転換日にA株式1株に転換される（2条）、被付与者は、ストック・ユニットが株式に転換されるまでは、ストック・ユニットの基礎となるA株式に関し、株主となるものではなく（1条）、配当相当額の支払を受けることができるにすぎない（4条）。そして、被付与者の雇用が死亡等以外の理由で終了した場合、未確定のストック・ユニットは取り消されることになり、また、被付与者が予定転換日前に競業に及んだ場合や、被付与者の雇用が業務違反等によって終了し又は被付与者が機密情報の漏えい等をした場合には、確定したストック・ユニットであっても取り消されることになる（2003EICP及び2004EICPの各13条、2005EICP及び2006TDEPPの各8条）。さらに、被付与者は、一定の場合を除き、ストック・ユニットを売却、担保、抵当、譲渡又はその他の方法で移転すること

はできないものとされている（2003E I C P及び2004E I C Pの各16条、2005E I C P及び2006TDE P Pの各11条）。

他方、被付与者に付与された各々のストック・ユニットは、別途規定されている場合を除き、予定転換日にA株式1株に転換されるところ、ストック・ユニットの転換に基づいて引き渡された株式は、証券取引法又はGグループの従業員取引ポリシーから生じる可能性のある制限を除き、あらゆる譲渡制限を受けず、又は、所定の状況においても取り消されないものとされている（2条（b））。そして、被付与者は、ストック・ユニットの転換後、被付与者に発行されるA株式の受益所有権者となり、議決権及び現金、株式配当金又は株式に支払われるその他の分配金を受け取る権利を含む、あらゆる所有者としての権利を与えられることになる（2003E I C P及び2004E I C Pの各18条、2005E I C P及び2006TDE P Pの各13条）。

イ 本件株式報酬に係る給与等支払の履行日について

以上に鑑みると、本件各報酬プラン等がアワードの一つとして定めるストック・ユニットは、A社に対してA株式の支払を求めることのできる権利であるということが出来る。そして、転換日が到来した後は、ストック・ユニットが取り消されることがなくなるものである。

そこで、取り消されることがなくなったストック・ユニットに基づきA株式の支払を求めることができるようになる日についてみるに、前記認定事実のとおり、E I C Pは、1ストック・ユニットは1A株式に相当し、報酬契約書又は報酬証書が規定する確定及び支払の条件を満たすと、委員会により、A株式又は支払時の1株当たりの公正価格に相当する現金が支払われる旨定めている（8条）。そして、先に述べたとおり、本件各報酬証書は、ストック・ユニットとは、転換日にA株式1株を被付与者に支払う支払保証のないA社の約束から成るものである旨定めており（1条）、転換日にA株式が支払われるものであることを明らかにしている。また、本件各報酬証書は、被付与者に付与されたストック・ユニットは、別途規定されている場合を除き、予定転換日にA株式1株に転換され、ストック・ユニットの転換に基づいて引き渡された株式は、証券取引法又はGグループの従業員取引ポリシーから生じる可能性のある制限を除き、あらゆる譲渡制限を受けず、又は、所定の状況において取り消されないものとしているところである（2条（b））。

このように、本件各報酬証書が、転換日にA株式が支払われるものであることを明らかにしている規定を置いていることなどに加え、ストック・ユニットは転換日においてA株式に転換され、A株式は当該転換に基づいて引き渡される旨定めている一方、A株式の支払日について、転換日と異なる日とする旨の規定を設けていないこと（乙4、5、14～17）からすれば、本件各報酬証書は、転換日をもってA株式支払の履行日としていると解するのが相当であり、ストック・ユニットの付与を受けた者は、同日以降、A株式の支払を求めることができるものといえる。

そして、前記前提事実のとおり、A社の報酬委員会は、平成19年12月11日、それまでに確定していない一定のストック・ユニットの予定確定日及び予定転換日を繰り上げることとし、所定のストック・ユニットについて、平成20年9月8日（本件転換日）に、ストック・ユニット数に応じたA株式の引渡しにより支払われることを決議したものである。

ウ 以上検討したところによれば、本件ストック・ユニットは、A社に対して本件A株式の支払を求めることのできる権利であるところ、同権利は本件転換日が到来した以降は取り消さ

れることがなくなるとともに、同権利に基づく本件A株式の支払日は本件転換日とされ、原告は同日以降その履行を求め得ることとなったのであるから、本件株式報酬については、本件転換日に収入の原因となる権利が確定したというべきである。

したがって、本件株式報酬に係る給与等の収入すべき日は、本件転換日（平成20年9月8日）である。

（４）原告の主張について

ア 権利確定主義について

原告は、物や権利その他経済的利益をもって収入すべき場合については、換価可能性や処分可能性がない状況において収入の原因となる権利が確定したということとはできないというべきであり、換価や処分が現実にならなくなったときに、権利実現の高度の可能性を客観的に認識することができる状態になり、収入の原因となる権利が確定したということができる旨主張する。

しかしながら、所得税法36条1項が、金銭とは別に、金銭以外の物又は権利その他経済的利益それ自体をもって収入の対象としていることは明らかであるから、かかる経済的価値がその価額を確定し得る状況の下で個人に流入したといえるだけの具体的事情がある場合には、当該個人に現実の収入があるものというべきであり、その時点において、何らかの制約により当該経済的価値を直ちに金銭に換価し得なかったとしても、そのことのみにより収入のあることが否定されることにはならないと解するのが相当である。上記の制約には、その生じる根拠、目的、内容、収入実現に係る他の事情との関係等において様々なものがあり得るところであり、それらのいかんによって、収入実現過程における当該制約の意味合いやそれが収入の対象たる利益の内容に与える影響等も異なり得るのであるから、収入の有無を判断するに当たっては、それらの諸事情を考慮した上で、当該制約により上記経済的価値の流入を否定すべき特段の事情があるといえるかどうかを検討されるべきである。そして、先にもみたとおり、権利確定主義とは、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、同権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算するという建前であるから、上記経済的価値を得るための権利行使が可能になった段階で、収入の原因となる権利が確定するものと解するのが相当である。なお、原告は、上記主張を裏付けるものとして、株式による給与支給に係る各裁判例を引用するが、それぞれの事案に照らすと、それらは、当該株式の譲渡制限解除がされたことのみを根拠として収入の発生時期を判断しているといえるものではなく、上記主張を根拠付けるに足りるものとは解されない。

イ A株式の引渡時期について

原告は、①本件各報酬プラン等には、ストック・ユニットの転換に基づいて支払われるA株式の引渡時期について、引渡義務の履行期限を確定期限として定める旨の規定は置かれていないこと、②かえって、A社の法務・コンプライアンス本部のエグゼクティブ・ディレクターは、「引渡し（delivery）」という用語について、A株式を証券取引口座等に物理的に引き渡す手続と解釈し、本件各報酬証書が、本件転換日にA株式の引渡しを義務付けているとは解釈せず、現実の引渡日について一定の幅を設けていると解釈していること（甲12）、③人事部が作成した平成20年（2008年）9月8日付け確認書（乙9）は、ストック・ユニットの転換に基づいて引き渡されるA株式について、「5営業日以内に完了する見込み」

等を記載しており、本件転換日ではなく、その後に引渡しが実施されることが当然の前提とされていることから、本件A株式については、本件転換日後、実務上速やかに引渡しが行われることが合意されていたにすぎず、具体的な引渡日の合意があったものではなく、契約又は慣習等による支給日の定めはない旨主張する。

この主張によれば、ストック・ユニットに基づくA株式の支給日は、本件転換日ではなく、本件A株式が本件証券口座に入庫された平成20年9月11日であると理解する余地が出てくることとなる（なお、原告が、他の事情も考慮して、それよりも更に後の本件譲渡制限解除日が支給日である旨主張するのは、前記「争点に対する当事者の主張の要旨」のとおりである。）。

しかしながら、先に述べたとおり、給与等に係る債権については、法律上当該債権を行使することができるようになる時期をもって収入の原因となる権利の確定があったものとみるべきところ、原告の上記主張や引用する証拠によるも、本件転換日以降一定期間経過後にはじめて原告がA株式の引渡しを請求し得るとする合意があったとか、A社は本件転換日後の任意の時期にA株式の引渡しをし得るとする合意があったなどとは認められず、本件転換日到来により、原告はA社に対して株式の引渡しを請求でき、A社は速やかにこれに応じる義務を有していたものと解されるから、本件転換日が権利の確定日であるとする前記判断は左右されないものというべきである。原告は、A社の法務・コンプライアンス本部のエグゼクティブ・ディレクターによる本件各報酬プラン等の解釈や人事部作成の上記確認書の記載によれば、本件転換日ではなく、その後にA株式の引渡しが行われることが当然の前提とされていると主張するが、当該記載内容が直ちにかかる主張を導き得るだけの具体的裏付けを伴うだけのものとは解されないし、更にいえば、A社の人事部の担当者が、アワードの被付与者に対し、報酬委員会の決議によって予定転換日が本件転換日に繰り上げられた旨を通知した際に、ストック・ユニットについて、A株式の引渡日は本件転換日である旨通知していること（乙7）に照らすと、転換日とは別の日を引渡日とする旨の合意があったとみることはできないものというべきである。

したがって、この点に関する原告の主張を採用することはできない。

ウ 本件譲渡制限について

原告は、本件株式報酬について支給日の定めがないことを前提に、G取引方針に基づく本件譲渡制限は、ストック・ユニットの転換に基づいて引き渡されるA株式と不可分一体であり、本件各報酬プランの一部をなしているものであるところ、原告は、G取引方針の下で、厳格な法的拘束力を有する本件譲渡制限に服し、本件転換日後も、ウィンドウ・ピリオドが開始する本件制限解除日までの間は、法的にも、事実上も、本件A株式を換価処分することは一切できなかったのであるから、原告が本件A株式の支給を受けた日は、本件転換日や本件A株式の入庫日ではなく、本件株式の換価処分が可能となった本件制限解除日である旨主張する。

しかしながら、支給日の定めがないものとの主張は、上記のとおり採用できない。また、前記アで述べたとおり、本件譲渡制限の生じる根拠、目的、内容、収入実現に係る他の事情との関係等をはじめとする諸事情を考慮した上で、本件譲渡制限により本件A株式の支払による経済的価値の流入を否定すべき特段の事情があるといえるか否かについて検討すべきである。以下、この点について検討する。

前記認定事実のとおり、本件各報酬プランに準拠して定められた本件各報酬証書は、ストック・ユニットの転換に基づいて引き渡される株式について、2003 E I C Pの2条(c)に基づく制限(加速的転換がされた場合の制限。前記1(3)ウ(ウ)参照。)を除き、何ら制限を設けていない。すなわち、本件各報酬証書は、被付与者は、ストック・ユニットの転換後は、被付与者に発行されるA株式の受益所有権者となり、議決権及び現金、株式配当金又は株式に支払われるその他の分配金を受け取る権利を含む、あらゆる所有者としての権利を与えられる旨定めているのであって(2003 E I C P及び2004 E I C Pの各18条、2005 E I C P及び2006 T D E P Pの各13条)、上記制限を除き、当該A株式の売却処分権等を制限するような規定を設けていない(乙4、5、14～17)。

ところで、本件各報酬証書には、ストック・ユニットの転換に基づいて引き渡された株式について、証券取引法又はGグループの従業員取引ポリシーから生じる可能性のある制限を除き、あらゆる譲渡制限を受けない旨定められており(2条(b))、Gグループの従業員取引ポリシーに基づく制限が生じる可能性があることが定められている。しかしながら、上記「Gグループの従業員取引ポリシー」に当たると認められるG取引方針は、前記認定事実(4)及び(5)においてみたとおり、法律上、ビジネス上及び倫理上の利益相反の回避、秘密情報の不正使用の防止、並びに、従業員の個人取引に関連した不正の発生の回避を目的として、ストック・ユニットの付与対象者であるか否かに関係なく、Gグループにおける全てのG従業員等が行う有価証券又はその他の金融商品の個人的取引に関する社内規則として定められているものであり、本件譲渡制限も、飽くまで、当該制限がされている時点でG従業員等であるという原告の属人的事情ないし地位に基づくいわば「人」に対する制限であって、法令に基づく所定の者に対するインサイダー取引規制等と同様の趣旨に出たものというべきである。ストック・ユニットに基づきA株式を受け取るためには転換時に従業員である必要はなく、当該株式の権利移転の最終局面である転換の段階で本件譲渡制限が当然に伴うわけではないし、ウインドウ・ピリオドは、転換の時期とは関係なく定められているものであり、ウインドウ・ピリオドが過ぎれば再びA株式の取引ができなくなるのでもあるから、本件譲渡制限をもって、ストック・ユニットに基づくA株式の支払履行過程の一環を成す要素として設けられたものと解することはできない。そして、転換日以降、上記の属人的かつ時期的な要件に該当する事情があるために、本件譲渡制限により、A株式を得た者がこれを自ら直ちに処分することが困難な場合であっても、例えば、その者に相続が生じたり、差押えがされたりした場合には、A株式はその者の所有に係る市場価値を持つ財産として相続や差押えの対象となるし、それによってA株式を得た者がこれを処分することは妨げられないのであるから、つまるところ、本件譲渡制限は、属人的事情に着目して、A株式の処分に時期的な制限を加えるものにすぎず、A株式の権利内容自体を変更するものではないのであって、ストック・ユニットを受けた者が、上記のような市場価値を有するA株式を転換によって得るものであることは、本件譲渡制限による制限がされていることにより否定されないというべきである。

なお、仮に、G取引方針に基づく本件譲渡制限をストック・ユニットの転換に基づいて引き渡されるA株式に付着する制限として本件各報酬プラン等に取り込むのであれば、本件譲渡制限とA株式の売却処分権との関係について具体的な規定が設けられてしかるべきところ、本件各報酬プラン等にかかる規定は設けられておらず、かえって、一般法である証券取

引法と従業員取引ポリシーを並列的に列挙し、制限が生じる可能性があることを抽象的に規定しているにすぎない。そうすると、上記2条（b）の定めは、ストック・ユニットの転換に基づいてA株式を取得する従業員に対し、既に存在する証券取引法又はGグループの従業員取引ポリシーにより一定の制限が生じる可能性があることを確認的に注意喚起するものにすぎないというべきである。

以上検討したところに照らすと、本件譲渡制限により、当該制限の内容や収入実現に係る他の事情に照らして本件A株式の支払による経済的価値の流入を否定すべき特段の事情があるとはいえないから、本件転換日が権利確定日というべきである。

したがって、この点に関する原告の主張を採用することはできない。

エ 担税力について

原告は、仮に本件株式報酬に係る給与等の収入すべき日を本件転換日とした場合、本件A株式の処分可能性・換価処分的手段がないにもかかわらず、本件転換日において本件A株式の時価相当の収入があったと擬制されることになり、平成20年分の給与所得に最高税率が適用されるため、本件制限解除日に本件A株式を全て売却しても、本件A株式に係る所得税を支払えないという担税力を全く無視した結果が生じることになるのであり、かかる不合理な課税は、担税力のあることが所得税課税の大前提であるという租税法の原則からも許されないというべきである旨主張する。

しかしながら、所得税法は、いずれの所得についても、その金額を収入金額又は総収入金額として規定し（23条～35条）、所得を「収入」、すなわち、経済的価値の外部からの流入と捉えている。この経済的価値の外部からの流入は、必ずしも金銭に限られず、金銭以外の物又は権利その他の経済的利益による場合もあることは、所得税法36条1、2項の定めからも明らかであり、債務免除益のような金銭の流入を予定していない経済的利益も含まれるところであって、同法は、かかる金銭以外の物又は権利その他の経済的利益が流入した場合にも、それにより担税力が増加したものとして課税する趣旨と解されるところである。そして、先に述べたとおり、本件株式報酬については、本件転換日に収入の原因となる権利が確定したというべきであるから、これに着目して課税したからといって、直ちに担税力を無視することになるわけではない。

また、先に述べたとおり、所得税法がいわゆる権利確定主義を採用したのは、課税に当たって常に現実収入の時まで課税することができないとしたのでは、納税者の恣意を許し、課税の公平を期し難いので、徴税政策上の技術的見地から、収入の原因となる権利の確定した時期を捉えて課税することとしたものであり、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、同権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算することとしているものである。そのため、所得の実現があったものとみることができる限り、これに対する課税をなし得るのであって、当該所得に係る所得税についての納税資金の取得ないし取得可能性が課税の要件とされるものではない。なお、E証券取引所に上場されているA株式は、これを売却するまでの間に、株価が下がる可能性も、上がる可能性もあるところ、所得の実現があったものとされる本件転換日後の特定の時点でA株式が処分可能となったとしても、同時点での処分が義務付けられるわけではなく、その後の株価の動向を見ながらA株式を処分することは可能なのであるから、同時点においてたまたま株価が下がっていたからといって、それによりストック・ユニットによっ

てA株式を得た者に対して当然に納税資金調達上の不利益を与えることになるともいい難い。

したがって、この点に関する原告の主張を採用することはできない。

(5) 以上より、本件株式報酬に係る給与等の収入すべき日は、本件転換日（平成20年9月8日）である。

3 争点（2）（本件株式報酬に係る給与等の収入すべき金額の算定方法）について

(1) 本件株式報酬に係る給与等の収入すべき金額の算定方法について、被告は、本件A株式の時価の算定はE証券取引所の終値によるべきである旨主張し、原告は、本件A株式の時価の算定は日平均株価によるべきである旨主張する。

(2) この点、所得税法36条2項は、1項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする旨定めているところ、同条2項は、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額について、時価によることを定めたものであると解される。この時価とは、財産の客観的な交換価値をいうものと解され、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいうものと解される。

そして、時価は、事後的な判断基準として用いられるため、課税の公平を確保する観点からは、一定の客観的な基準によって認定された価額であることが要請されるところ、証券取引所に上場されている株式の公表されている価額は、市場を通じた不特定多数の当事者間の自由な取引によって成立した客観的なものであり、当該取引日の終値は一般に時価として広く認識され利用されていることから、これを時価とみるのが合理的である。

したがって、株式が証券取引所に上場されている場合には、その株式の価額（時価）は、特段の事情がない限り、同取引所の終値によるのが相当である。

(3) 原告の主張について

ア 原告は、A株式が上場しているE証券取引所には、いわゆる値幅制限がないため、E証券取引所の上場株式については、一日の間に、株価が複数回にわたって大きく上下動することがあり、一日の終値といっても、単なる一日の取引終了時点の価格にすぎず、偶然性が強いことから、証券取引所に上場されている株式の時価について、終値とすることに必ずしも合理性はない旨主張する。

しかしながら、E証券取引所にいわゆる値幅制限がないとしても、証券取引所に上場されている株式の公表されている価額が、市場を通じた不特定多数の当事者間の自由な取引によって成立した客観的なものであり、当該取引日の終値が一般に時価として広く認識され利用されていることに変わりはないのであるから、この点に関する原告の主張を採用することはできない。

イ 原告は、Gグループでは、長年にわたり、日平均株価をもって時価と取り扱っていること、日平均株価は、取引日における取引実態により近い平均的な約定価格として広く認識されている売買高加重平均値の近似値を示すものであり、終値以上に異常性・偶然性を一定程度捨象したもので、合理性を有すること、日平均株価は、一般の納税者にとっても、計算が単純で、その計算に必要な数値を把握することも容易であることから、本件株式報酬にかかる給与等の収入すべき金額の基となる本件A株式の1株当たりの金額は、収入すべき日のA株式の日平均株価によるべきである旨主張する。

しかしながら、時価は、事後的な判断基準として用いられるため、課税の公平を確保する観点からは、一定の客観的な基準によって認定された価額であることが要請されるのであり、終値によって時価を算定することが合理性を有することは、先に述べたとおりである。そして、A株式の時価を日平均株価によって算定することに一定の合理性があるとしても、これをもって、終値によって算定することの合理性が否定されるものではないというべきであり、他に本件A株式の価額（時価）をE証券取引所の終値によって算定すべきでないとする特段の事情を見出すことはできない。

したがって、この点に関する原告の主張を採用することはできない。

- (4) 以上より、原告が本件ストック・ユニットの転換に基づいて取得した本件A株式の1株当たりの価額については、本件転換日のE証券取引所におけるA株式の株価の終値である●米国ドルとするのが相当であり、これに基づいて本件株式報酬に係る給与等の収入すべき金額を算定すべきである。

4 本件更正処分等の適法性

以上に述べたところによれば、本件更正処分の根拠及び適法性は、別紙2の1及び2に記載するとおりであり、本件賦課決定処分の根拠及び適法性は、別紙2の3に記載するとおりであるから、本件更正処分等はいずれも適法というべきである。

第4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第51部

裁判長裁判官 小林 宏司

裁判官 徳井 真

裁判官 堀内 元城

(別紙1)

指定代理人目録

右田直也、増永寛仁、長倉哲也、赤坂尚哉、安藤和信、森光明、岩間真希

以上

1 本件更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告の平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである。

(1) 総所得金額 2億3033万6260円

上記金額は、次のア及びイの各金額の合計額である(所得税法22条2項)。

ア 給与所得の金額 2億2793万5057円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

(ア) 本件株式報酬に係る収入金額 8255万3274円

上記金額は、本件株式報酬に係る給与等の収入金額であり、詳細は別表1のとおりである。

(イ) その他の給与等に係る収入金額 1億5916万7839円

上記金額は、原告が本件確定申告書に添付したB株式会社を支払者とする「平成20年分給与所得の源泉徴収票」の「支払金額」欄に記載された給与等の収入金額である。

イ 雑所得の金額 240万1203円

上記金額は、原告が本件修正申告書に記載した雑所得の金額と同額である。

(2) 株式等に係る譲渡所得等の金額 0円

上記金額は、原告が本件確定申告書に添付した「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書【平成20年分】」及び本件修正申告書に記載した株式等に係る譲渡所得等の金額と同額である。

(3) 所得控除の額の合計額 350万5402円

上記金額は、原告が本件修正申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

(4) 課税される所得金額

ア 課税総所得金額 2億2683万円

上記金額は、上記(1)の総所得金額2億3033万6260円から上記(3)の所得控除の額の合計額350万5402円を控除した後の金額(ただし、国税通則法(平成23年法律第114号による改正前のもの。以下「通則法」という。)118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

イ 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 0円

上記金額は、上記(2)の株式等に係る譲渡所得等の金額が零円であることから零円となる。

(5) 納付すべき税額 2993万4800円

上記金額は、次のアの金額から、イ及びウの各金額を控除した後の金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

ア 算出税額 8793万6000円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各税額の合計額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 8793万6000円

上記金額は、上記(4)アの課税総所得金額2億2683万円に所得税法89条1項(平

成 25 年法律第 5 号による改正前のもの) に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額 0 円

上記金額は、上記 (4) イの株式等に係る課税譲渡所得等の金額が零円であることから零円となる。

イ 源泉徴収税額 5 5 7 6 万 3 7 4 0 円

上記金額は、本件確定申告書に添付した B 株式会社を支払者とする「平成 20 年分給与所得の源泉徴収票」の「源泉徴収税額」欄に記載された金額であり、原告が本件修正申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

ウ 予定納税額 2 2 3 万 7 4 0 0 円

上記金額は、原告が本件修正申告書に記載した予定納税額と同額である。

2 本件更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の平成 20 年分の所得税の納付すべき税額は、上記 1 (5) で述べたとおり 2 9 9 3 万 4 8 0 0 円であるところ、当該金額は、本件更正処分に係る納付すべき税額と同額であるから、本件更正処分は適法である。

3 本件賦課決定処分の根拠及び適法性

上記 2 のとおり、本件更正処分は適法であるところ、原告が本件更正処分により新たに納付すべきこととなった税額 1 8 4 9 万 0 4 0 0 円については、その計算の基礎となった事実のうちに本件更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて通則法 6 5 条 4 項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、本件更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、通則法 6 5 条 1 項の規定に基づき、原告が本件更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額 1 8 4 9 万円 (同法 1 1 8 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの。) に 1 0 0 分の 1 0 の割合を乗じて算出した金額 1 8 4 万 9 0 0 0 円となり、当該金額は、本件賦課決定処分に係る過少申告加算税の額と同額となるから、本件賦課決定処分は適法である。

以上

別表 1 省略

本件更正処分等の経緯

(単位：円)

項目			確定申告	修正申告	加算税賦課決定	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日			平成21年3月11日	平成24年1月11日	平成24年1月19日	平成24年2月28日	平成24年4月26日	平成24年6月25日	平成24年8月8日	平成25年2月8日
総所得金額 (②+③)		①	181,707,997	184,109,628		230,336,260	184,109,628	棄却	184,109,628	棄却
内 訳	給与所得の金額	②	181,707,997	181,708,425		227,935,057	181,708,425		181,708,425	
	雑所得の金額	③	—	2,401,203		2,401,203	2,401,203		2,401,203	
株式等に係る譲渡所得等 の金額		④	0	0		0	0		0	
所得控除の額の合計額		⑤	3,605,402	3,505,402		3,505,402	3,505,402		3,505,402	
課税される 所得金額	①対応分	⑥	178,102,000	180,604,000		226,830,000	180,604,000		180,604,000	
	④対応分	⑦	0	0		0	0		0	
算出税額	⑥対応分	⑧	68,444,800	69,445,600		87,936,000	69,445,600		69,445,600	
	⑦対応分	⑨	0	0		0	0		0	
源泉徴収税額		⑩	55,763,740	55,763,740		55,763,740	55,763,740		55,763,740	
申告納税額 (⑧+⑨-⑩)		⑪	12,681,000	13,681,800		32,172,200	13,681,800		13,681,800	
予定納税額		⑫	2,237,400	2,237,400		2,237,400	2,237,400		2,237,400	
納付すべき税額 (⑪-⑫)		⑬	10,443,600	11,444,400		29,934,800	11,444,400		11,444,400	
翌年以後に繰り越される 損失の金額		⑭	24,378,098	24,378,098		24,378,098	24,378,098		24,378,098	
過少申告加算税		⑮	—	—	100,000	1,849,000	0		0	